

第1回

此花区医師会訪問看護ステーション

BCP(業務継続計画)研修兼虐待防止研修

令和7年3月10日(月)

此 花 区 医 師 会

第1回BCP(業務継続計画)研修兼虐待防止研修次第

令和7年3月10日(月)午後4時～
於・此花区医師会訪問看護ステーション

1. 開会・挨拶

2. 第1部：BCP(業務継続計画)研修 ～自己防災～

説明・意見交換など

3. 第2部：虐待防止研修 ～社会の現状と4虐待防止法～

説明・意見交換など

4. 総評・その他

5. 閉会

第1回BCP(業務継続計画)研修

自己防災

令和7年3月10日(月)

此花区医師会顧問、在宅医療・介護連携支援コーディネーター

田中忠德

行政書士、社会福祉士、キャリアコンサルタント、日本語教師、古物商、西国三十三所公認先達
公認もしパナ・マイスター、大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

令和3年度介護報酬改定による措置

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要 【全サービス★】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて
- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドラインを作成。

(令和2年12月4日作成。必要に応じて更新予定。)

2019年12月11日。星期二。12月11日。

介護施設・事業所における 新型コロナウイルス感染症 発生時の業務継続ガイドライン	
◆ ポイント - 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 - ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、その内容を記載することでBCPが作成できるよう、想定となる「ひな形」を用意。	介護施設・事業所向け 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
◆ 主な内容 - BCPとは、新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い） - 介護サービス受給者に求められる役割 - 新型コロナウイルス感染（疑い）発生時の対応等（人・所・通・所・訪・問） 等	サービス類型別 BCP作成のポイント

BCPとは

BCPとは、事業継続計画(business continuity planning)！

◎大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです。

防災計画とBCPの違い

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減			・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害			・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	消防法	水防法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律 津波防災地域づくりに関する法律	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等

厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
対象施設等	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	介護事業所等
対象の災害	火災	風水害、土砂災害	想定される全ての災害	自然災害、感染症
職務	消防計画の作成、所轄消防長への提出。 消火、通報、避難の訓練の実施・報告	避難確保計画の作成、市町村への提出。 避難訓練の実施・報告。	非常災害対策計画の作成。 避難訓練の実施。	業務継続計画の作成。 研修・訓練(シミュレーション)の実施。研修・訓練は、入所:年2回以上、通所、訪問:年1回以上(感染症も含む)。

厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より

BCPの取組み

◎BCPの取組みとして、①事業継続の方針を決めて共有すること、②体制を決めて、各担当者をあらかじめ決めておくこと(誰が、いつ、何をするか)、③連絡先をあらかじめ整理しておくこと、④必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと、⑤上記を組織で共有すること、⑥定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うことなどが挙げられます。

☆使用者に求められていることは、①サービスの継続、②利用者の安全、③**スタッフの安全確保**、④地域への貢献の4つです。

<③スタッフの安全確保>

○自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、逆に、スタッフの労働環境が過酷になる懸念があります。従って、**労働契約法第5条(使用者の安全配慮義務)**の観点から、スタッフへの適切かつ丁寧な対応が、使用者には求められているのです。

<労働契約法第5条>

：使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

安全配慮義務



厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より

自己防災

<自分の身は自分で守る> 大阪市ホームページ「自主防災組織」より

大きな災害が発生した時、①道路が不通になり、防災機関の活動が困難になり、②電話・水道・電気が止まり、防災機関への通報や消火活動に支障をきたし、③同時に多数の場所で被害が出て、防災機関の活動が分散したりする状況に見舞われることがあります。

以上のことから、速やかな救助が行われないことも想定されるため、**各自・各家庭で災害に備えることが重要(自己防災)**です。

<自助・共助が命を救う> 大阪市ホームページ「自主防災組織」より(一部追加)

「自助」とは、**自分(家族)の命を自分(家族)で守ること**で、「共助」とは、地域の皆さんで互いに助けあうことです。阪神淡路大震災では、建物などの下敷きになった人の98%が「自助」や「共助」により助けられています。そのためには、非常時の対策、活動が重要なのです。

<今回の想定> 休日・早朝夜間(出勤していない・オフ)、大地震発生



地震の震度と揺れの状況



大阪建築防災センター「みんなで備える防災(改訂版)」より

地震マイ・タイムライン

<ハザードマップチェック>

- 南海トラフ巨大地震の場合
此花区の想定
震度 5強～6弱
津波の高さ 4.1m
到達時間 113分

<避難行動チェック>

●避難する場所は?

- ☐ 自宅 【 階】
- ☐ 知人の家 【 階】
- ☐ 津波避難ビル等 【 階】

経過時間	わたしの防災行動計画(マイ・タイムライン)
地震発生	まずは自分の身を守る ☐ 正しい姿勢を取り頭を守り、動かない ☐ 落ちてくる家具や落下物に注意 ☐ 丈夫な机の下に避難 ☐
～3分	☐ 火の始末 ☐ 家族の安否を確認 ☐ ドアや窓を開けて逃げ道を確保 ☐ テレビやスマートフォン等で地震情報を確認 ☐
～30分	☐ 自宅の状況を確認のうえ避難の要否を確認 ☐ 非常持出品(備蓄品など)を確保 ☐ プレーカーを切り、ガスの元栓を閉鎖 ☐ 大阪防災アプリなどで避難する場所までの経路を確認 ☐ 近所の人の安否を確認 ☐
～80分 津波は113分で此花区に到達	☐ 津波注意報・警報の発令があれば、避難施設へ移動、到着 ☐ 避難に遅れば、身の安全を確保(浸水しない高い場所) ☐
～浸水状態解消 (避難所)	☐ 災害用伝言ダイヤル(171)やSNSを活用し、無事を連絡 ☐

此花区役所「もしもにそなえるために…マイ・タイムライン(わたしの防災行動計画)をつくらう!」より

水害マイ・タイムライン

<ハザードマップチェック>

- 淀川氾濫の場合
- 内水氾濫の場合
- 高潮の場合

<避難行動チェック>

● 避難する場所は？

- ☐ 自宅
- ☐ 知人の家
- ☐ 津波避難ビル等

【
階】
階】

行政情報	わたしの防災行動計画「マイ・タイムライン」
3～1日前頃 早期注意情報 (警戒レベル1)	☒ テレビやスマートフォン等で気象情報を確認 ☒ 非常持出品を確認 ☒ 大気防災アプリなどで浸水の避難場所及び経路を確認 ☐ 家族の今後の予定や居場所を確認 ☒ 自宅に暴雨で飛ばされる物がないよう対策 ☒ 近所の人と避難のタイミングや方法などを情報交換 ☒ 知人に避難させてもらうことを依頼 ☒ 台風の想定進路以外への遠方避難
半日前頃 注意報 洪水・大雨注意報 (警戒レベル2)	☒ テレビやスマートフォン等で気象情報を再確認 ☒ 避難の準備（非常持出品などを準備） ☒ スマートフォン等の充電を確認
5時間前頃 警報 危険な場所から高齢者等避難 (警戒レベル3)	☒ テレビやスマートフォン等で気象情報を再確認 ☒ 大気防災アプリなどで避難場所の開設状況などを確認 ☒ 高齢者等避難発令で安全な場所へ避難開始 ☐ 家族や明せきに避難先を連絡 ☐ 地域で避難の声かけ
3時間前頃 危険な場所から全員避難 (警戒レベル4)	☒ テレビやスマートフォン等で気象情報を再確認 ☒ 避難指示発令で安全な場所へ避難開始。完了
0時間・災害発生 緊急安全確保 (警戒レベル5)	☒ 身の安全を確保（自宅内や近くの建物などで浸水しない高い場所）



此花区役所「もしもにそなえるために…マイ・タイムライン<わたしの防災行動計画>をつくらう!!」より

<事前の対策>

家の中は地震の揺れで、ものが倒れる、落ちる、動くなど、とても危険です。それらの危険から身を守るために、安全対策をしておきましょう。

1 家電・家具の安全対策

家電や家具は、転倒、落下、移動の防止対策をする。



家具の下置きや逃げ道確保のために、壁面や部屋の出入口付近に家具類を置かないようにする。

2 ガラスの安全対策

窓ガラスなど、割れた破片の飛び散りを防止する飛散防止フィルムを貼る。



3 照明の落下防止対策

つり下げ照明は、落下しないように、ワイヤーや金具で固定する。



4 揺れがひどいときの揺れ止め対策

規模の大きな地震が発生すると、長いゆっくりとした大きな揺れが続く。反周期地震動が生じます。震源地から遠くても共振現象は、大きく揺れることがあります。転倒、落下、移動の防止対策を万全にしましょう。



6 家具の配置を考え、転倒防止対策をしよう!

家具やテレビなどを固定し、揺れによる転倒や落下を防止しましょう。また、扉をふさがないよう部屋の出入口付近や、就寝時に身体の上に転倒しないよう家具の配置にも注意しましょう。

耐震金具の利用を

・転倒防止金具
（壁・柱・基礎に家具を固定するタイプと、家具同士を固定するタイプなどがある。）

照明器具の補強を

・天井に直接取り付けタイプの照明が安全です。
・つり下げ式のものは、鎖と金具などで固定する。
・蛍光灯は、固定式の器具を耐震タイプと交換しておく。



落ちる危険のあるものは置かない

・家具の上には物を置かない。
・家具のそばには高い位置に置く。

ガラスの飛散防止対策を

・ガラスには、飛散防止フィルムを貼る。

テレビ台に固定する

・転倒を防ぐため、テレビはテレビ台に固定する。

大阪建築防災センター「みんなで備える防災(改訂版)」より

堺市「シニア世代向け防災マップ」より

＜事前の対策＞

1. ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると通行者のケガや道路の妨げになり、その責任は所有者が負うことになります。

ブロック塀に、ひび割れ、傾き、ぐらつきがないか安全点検をおこないましょう。

危険を確認したら、付近通行者への注意表示、ブロック塀の撤去や改修を考えましょう。

自治体では、ブロック塀に関する相談窓口もありますので、問い合わせをしましょう。



2. 集合住宅の安全対策

ベランダのパーテーションや遮風ハッチ、通路や非常階段、非常扉の周りに、避難の妨げになるものを絶対に置かない。



集合住宅にお住まいの方は、災害による停電での断水やエレベーターの停止、排水管の破損などの可能性もある。

水や食料の確保、トイレの利用などで、階段の上り下りを慎重にすることになり、日常生活に大きな影響を与える、それを踏まえて、備蓄品の用意をする。



3. 低家宅に備えて準備する

帰宅経路を想定して実際に歩いてみる。危険箇所や帰宅支援ステーションの場所を確認。

懐中電灯、運動靴、ヘルメット、現金、水や食料、モバイルバッテリーなど車庫に用意する。

4. 災害時帰宅支援ステーション

徒歩帰宅者の支援を自治体と協定している店舗で、水道水やトイレの利用、道路情報などの情報提供のサポートが受けられます。



5. ペットのための防災対策

飼い主が責任をもって防災対策をする。

- ① 受入れ可能な避難所の確認
- ② 災害時の一時預け先の確保
- ③ ペットフードやトイレなどの備蓄
- ④ 避難用キャリーバックの用意
- ⑤ 予防接種や迷子対策など

避難者 ペットの災害対策 情報



＜いざという時の姿＞

- ① 背負って歩ける重さにする。
- ② すぐに持ち出せる場所に置く。
- ③ 定期的に確認して交換する。



大阪建築防災センター「みんなで備える防災(改訂版)」より

＜日頃の備え＞

非常持ち出し品

非常持ち出し品は、避難するときに持ち出すものです。

持って運べるだけの必要最低限にし、リュックサックなど高手が使える袋に入れましょう。

- | | |
|---|--|
| ☐ スマートフォン（携帯電話） | ☐ ビニール袋 |
| ☐ 充電器 | ☐ マスク・消毒液 |
| ☐ モバイルバッテリー（電池タイプ） | ☐ 歯ブラシ・歯磨きシート |
| ☐ 懐中電灯（ヘッドライト） | ☐ 体温計 救急道具 |
| ☐ 電池式ラジオ | ☐ 上履き（スリッパ、靴下など） |
| ☐ 薬（常備薬、処方薬の薬） | ☐ タオル 石けん |
| ☐ お菓子・水 | ☐ 衣類 |
| ☐ お菓子・水 | ☐ 貴重品（現金（小銭含む）、印鑑、通帳、健康保険証、免許証など） |
| ☐ 非常食・水 | ☐ その他自分の生活に欠かせないもの |
| ☐ 非常食・水 | ☐ 防寒・熱中症対策：毛布、使い捨てカイロ、ライター、うちわ |
| ☐ 携帯トイレ | |
| ☐ コンタクトレンズ（予備の眼鏡） | |
| ☐ 現金・手袋 | |



トイレ問題に備えよう！

災害時のトイレは、心身の健康にかかわる重要な問題です。

水洗トイレが使えなくなると、感染症や害虫が発生するおそれがあります。また、避難所などで不衛生なトイレにより不快な思いをしたり、トイレの回数を減らそうとして水分や食事を控えることで、栄養状態の悪化や様々な病気へのリスクを高めてしまうおそれがあります。

携帯トイレや簡易トイレ（簡易的な便座・便器があり、持ち運び可能な小型トイレ）を用意したり、おむつのシート、尿漏れパッド、大人用紙おむつを備蓄するなど、自分なりの備えにしっかり取り組んでおきましょう。

携帯トイレ

便座がなく、給水シートや凝固剤で水分を凝固させる便器。水が出ないときに、汚物処理につけて使用することもできます。



① もしもの時に備えて、家の中を整理・整頓しよう！

身の回りの物は、少し余裕があるくらいの収納で、物の整理、出し入れがしやすいようにしましょう。



① 身の回りの物を少しずつ処分（整理）しながら暮らそう！

年を置くと、だんだん物の整理・整頓が苦手になってしまうものです。足腰が丈夫なうちに、使っていない物を仕分け、物を少しずつ処分して、すっきりした空間を保てるように対策しておくことは、災害時に自分の命を守ることに繋がります。

② もしもの時に備え、日頃から家を片付け（整頓）しておこう！

非常持ち出し品や貴重品、貴重品の置き場が分かるように、日頃から家を片付けておきましょう。また、災害時において、自分が避難する場合でも、誰かに助けてもらう場合でも、外に出るために玄関までのルートを確認する必要があります。倒れて通路をふさぐような家具、散らかって困るようなものは、もしもの時を考えながら配置を考えましょう。

堺市「シニア世代向け防災マップ」より(一部追加)

<日頃の備え>

非常備蓄品

非常備蓄品は、災害直後から混乱がおさまるまでに必要なものです。
最低3日間分、できれば1週間分以上の備蓄をしておきましょう。

在宅避難生活を支えるもの

- | | | |
|---|----------------------------------|---|
| ☐ 飲料水、生活用水 | ☐ 使い捨てカイロ | ☐ バケツ |
| ☐ 非常用給水袋 | ☐ 予備電池 | ☐ 工器具（ロープ・バールなど） |
| ☐ 非常食
(アルファ化米、レトルト食品など) | ☐ 生活用品 | ☐ 新聞紙 |
| ☐ 携帯コンロ、ガスボンベ | ☐ 毛布 | ☐ 布ガムテープ |
| ☐ ラップ、アルミホイル | ☐ なべ | ☐ その他自分の生活に欠かせないもの |
| ☐ 衛生用品 | ☐ やかん | |
| ☐ 簡易トイレ | ☐ 簡易食器 | |



高齢者・要介護者がいる家庭に役立つもの

- | | |
|----------------------------------|---|
| ☐ 大人用紙おむつ | ☐ 老眼鏡 |
| ☐ 紙パンツ | ☐ 補聴器 |
| ☐ 杖 | ☐ 障害者手帳 |
| ☐ 入れ箸 | ☐ ヘルプマーク |
| ☐ 入れ箸用洗浄剤 | ☐ とうもろこし |
| ☐ 介護用品 | ☐ その他自分の生活に欠かせないもの |



ローリングストック法

「非常時には非常食を」と思っていないですか？非常時に食べるものは必ずしも非常食ではなく、日常食べているもので足りる。
例えば缶詰やカップラーメン、レトルト食品など、普段の買い物のときに少し多めに買い置きし、日々使いながら残った分をまた買い足すことで、特別な準備や出費をせずに備蓄することができます。



堺市「シニア世代向け防災マップ」より

<災害発生時の業務継続阻害要因>

必要な準備・行動	業務継続の阻害要因	どう備える？（対策）
身の安全を守る（安全確保）	・地震の揺れに、すぐ対応できない ・建物が増えるかもしれない	・緊急地震速報が鳴ったら、どう動くか決めておく ・建物が増えないように、事前に揺れなどの対策をしておく
安全な場所へ逃げる（避難）	・階下からすぐ逃げられない ・どこに逃げればいいのか分からない	・実際に避難の訓練をしておく ・移動中や避難中の避難方法も決めておく
ケ力の手当て（応急処置）	・怪我前はどこ？使い方は？	・救命前の応急と使い方を確認、救命救命の訓練を受ける
周りの状況を確認（状況確認）	・電話が通じない（停電、回線混雑） ・停電で、必要な機器が使用できない	・停電でも使える機器を確認、対策する
連絡を取る（情報連絡）	・電話が通じない（停電、回線混雑） ・家族とも連絡が取れない	・電話以外にも、メールやSNSなど、複数の連絡方法を決めておく
無事か確認（安否確認）	・電話が通じない（停電、回線混雑） ・誰から安否確認を始めるか決まっていない	・複数の人が安否確認できるようにする ・安否確認の結果を皆で共有できるようにする

大阪府医師会「在宅医療における災害対策研修会」(令和7年2月8日)より

<災害時の連絡方法>



大阪建築防災センター「みんなで備える防災(改訂版)」より

地震発生！まずは身の安全を確保する

グラツときたら、身を守る

ものが、落ちてこない、倒れてこない場所、丈夫なテーブルの下などで身を守る。クッションなど、手近なもので頭を守る。揺れがおさまるまで様子を見る。



あわてた行動はケガのもと

あわてて外に飛び出さない、落ち回して行動する。

無理をせずに揺れがおさまってから逃げ道の確保や火の始末をする。

割れたガラスの破片などに注意して家の中でも裸足で歩かない。



緊急地震速報

震度5弱以上の地震が予測されると、テレビ、ラジオ、スマートフォンを通じて知らせてくれます。

地震速報から揺れが来るまでの時間はわずか数秒から数十秒です。

その短い時間に、身の安全を最優先に行動しましょう。

※電波が近い場合は、緊急地震速報が聞こえないこともあります。



地震後の行動

揺れがおさまったら、余震に注意して、あわてずに落ち着いて行動しましょう。家屋の倒壊、津波、火災、土砂災害のおそれがあるときは、すぐに避難します。

火元の確認と初期消火

揺れがおさまったら火の始末をして出火していたら、すばやく消火する。
→P17. 火災に備える



逃げ道の確保

余震やガラスの破片に注意しながら、ドアや窓を開け、逃げ道を確保する。



家族の安全確認

家族の安全を確認する。外出時は、家族で決めた連絡方法で確認する。
→P22. 日頃の備え・災害時の連絡方法



正しい情報を集める

テレビやラジオ、自治体など信頼できる機関の正しい情報を集める。災害時に集めるデマに注意する。



避難するときは

ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切る。通電火災による二次災害を防ぐ。

源頭が取れない家屋に安全情報などを送る。

近隣の高齢者や要配慮者があるご家庭など声をかけ合って一斉に避難する。



大阪建築防災センター「みんなで備える防災(改訂版)」より

<自宅に居なかった場合>

災害時は、エレベーター、エスカレーターを使用せず、階段で避難しましょう。外出先では、勝手な行動はせず、係員の誘導指示に従い行動します。

エレベーターの中では

すべての階のボタンを押して、停止した階で降りる。閉じ込められたら、非常ボタンで外部と連絡を取り、救助を待つ。



車を運転中のときは

ゆっくり減速を怠らして停車する。地震情報や交通情報を確認して、周囲の状況に応じて行動する。



スーパーなどの商業施設では

落下物に注意して、ガラス破りの鋭い端などから離れる。あわてて出入口に殺到せずに、係員の指示に従い避難する。



電車でバスに乗っているときは

乗降の荷物の落下に注意して、つり革や手すりにしっかりつかまる。乗務員の指示に従い避難する。



外を歩いているときは

頭を守りながら安全な場所に避難する。ガラスや屋根瓦など落下物に注意する。自動販売機、ブロック塀などから離れる。

橋や歩道橋は陥没するおそれがあるので、揺れがおさまったらすぐに離れる。

沿岸や河川の倒れからすぐに離れる。

→P7. 津波に備える



<火事が発生した場合>

119番通報は正確に伝える

「火事です。〇〇町〇〇路地の住宅です。消防署の隣です。」

① 台所から出火しています。おじいちゃんがけがをしています。

② 私の名前は、〇〇です。電話番号は、〇〇-〇〇〇〇〇〇です。

③ 火事が発生か、どちらなのかをはっきり伝える。

④ 火災場所の住所、目印になる建物を伝える。

⑤ 火災の状況や逃げ遅れた人の有無を伝える。

⑥ 通報者の名前と電話番号を伝える。



消火器の使い方

必ず逃げ道を確保して、消火器を火元の近くまで運び使用する。

① 安全ピンを上へ引き抜く。



② 炎ではなく、火の根元に向けて、ほうきで掃くようにノズルを左右にふる。

③ ホースをはずし火元に向ける。



④ レバーを強く握り噴射する。



劣化や耐用年数が過ぎた消火器は危険です。定期的に点検して交換しましょう。

大阪建築防災センター「みんなで備える防災(改訂版)」より

火災から命を守る避難



大阪府訪問看護ステーション協会 在宅患者災害時体制整備事業

大阪府在宅患者災害時支援体制整備事業

2018年に大阪を直撃した台風21号では、長期停電の不安から、人工呼吸器患者が電源確保を理由に救急搬送を要請するケースが多発し混乱が生じました。2019年大阪府は在宅患者災害時支援体制整備事業に着手し、平時より在宅患者の最も近くで医療ケアを行う訪問看護ステーション・訪問看護士の機動力を生かした災害時における在宅患者の支援体制を整備することになりました。

大阪府訪問看護ステーション協会は、この自助行動啓発や拠点設置の仕組みを整備し、本事業を協力支援しています。

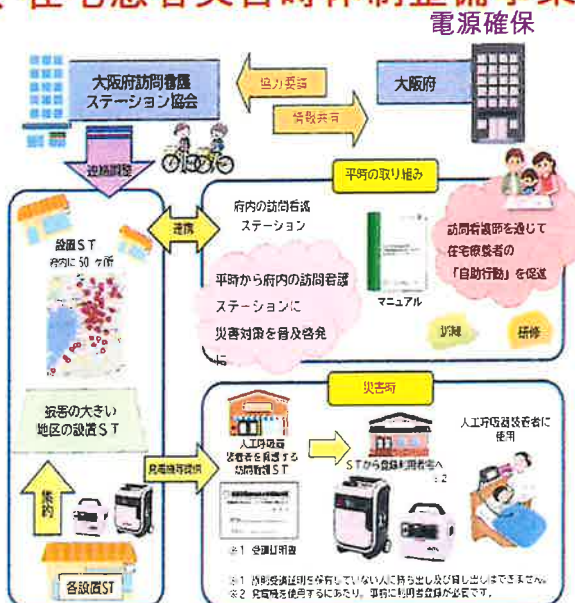
設置ステーション(府内 44 か所を 50 か所に増)

大阪府在宅患者災害時支援体制整備事業により、2019 年より簡易発電機等を配置・管理する拠点として

府内に44か所設置ステーションを設け、2024年には50か所に増えました。

設置ステーションは大阪府から補助を受けて、

- ①簡易発電機等の貸し出しの協力(災害発生時・研修・訓練・地域との連携)
- ②簡易発電機等の管理
- ③研修を受講し、訓練を受けた人に受講証明書の発行を行っています。



大阪府医師会「在宅医療における災害対策研修会」(令和7年2月8日)より

MEMO

第1回虐待防止研修

社会の現状と4虐待防止法

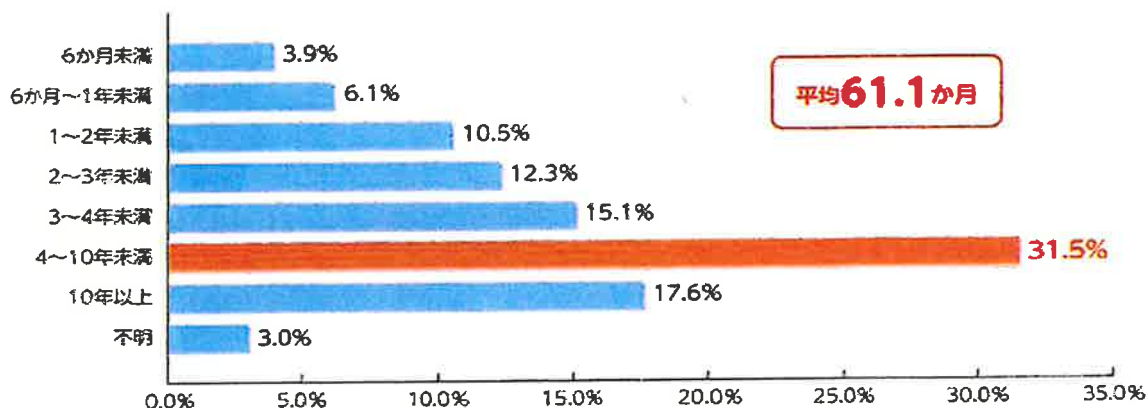
令和7年3月10日(月)

此花区医師会顧問、在宅医療・介護連携支援コーディネーター

田 中 忠 徳

行政書士、社会福祉士、キャリアコンサルタント、日本語教師、古物商、西国三十三所公認先達
公認もしバナ・マイスター、大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

介護はいつまで続くか?(介護期間)



※配偶者、自分の親、配偶者の親、その他の親族の介護経験がある人に、介護期間(現在介護を行っている場合は、介護を始めてからの経過期間)を尋ねたものです。

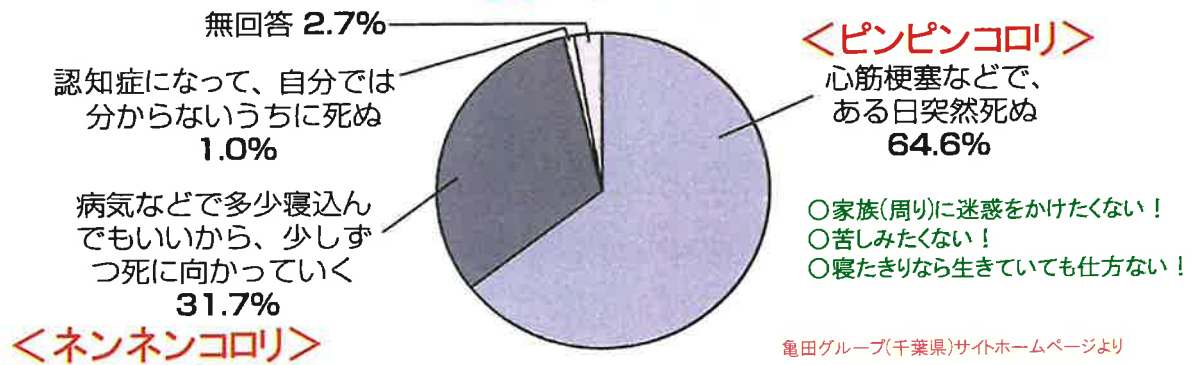
【出典】(公財)生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」

※なお、介護者の約54%が同居の家族・親族、約12%が事業者となっています。

オリックス生命保険「人生100年時代 知っておきたい介護のこと」より

ピンピンコロリとネンネンコロリ

理想の最期調査



入棺体験セミナー

於・TAC梅田校506教室(令和6年8月17日)



受援力とは ⇔ 意思決定支援

「受援力」とは、助けを求めたり、受けたりする心構えやスキルのことです。内閣府が、災害後に防災ボランティアの支援を生かすため、被災地側がボランティアの支援を受け入れ、上手に寄り添うことができるようにと、平成22年に作ったパンフレットに用いられた言葉で、翌年の東日本大震災をきっかけに、少しずつ知られるようになりました。現在、医療介護法務の分野でも、時には旨く、支援者に頼ることも必要とされています。そして、そこには、受援者の素直さと謙虚さも必要なのです。

防災ボランティア活動 の多様な支援活動を受け入れる

じゅえんりよく

地域の『**受援力**』を高めるために



カリフォルニアから来た娘症候群 ぽっと出症候群



●医療や介護現場で、「最期はどこで迎えるか、延命治療はどうするか」など、何度も話し合いをして決めた方針があるのに、遠方に住む、普段知らん顔の娘や息子等が、ある日突然やって来て、異議を唱え、「説明しろ」と要求し、その方針が覆り(ちやぶ台返し)、折角これまで築いてきたことが台無しになってしまうことをいいます。大阪でしたら、さしずめ「北海道から来た娘」、「沖縄の息子」といったところでしょうか。



新潟日報デジタルプラスより

- 防ぐ方策としては、①専門職は、家族構成、家族間の親疎等をまず把握すべきである、②専門職は、本人の意思決定に関する情報を広く家族に提供することが重要である、③家族と専門職は、本人の意思決定に関する合意を形成するために協力を必要がある、④家族は、本人の意思決定を尊重し、本人が自分自身のケアに関する決定を下すことを支援する必要がある4つがあります。⇒情報共有、家族・専門職連携 ⇒ **コミュニケーション**

※話し合い・話の中で、はっきり本人の意思表示を確認しておきましょう。本人にメモやエンディングノート
ACP を書いて貰いましょう！

令和6年度介護報酬改定における措置

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、 <u>基本報酬を減算する</u> 。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】	
○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。	

単位数	
<現行> なし	<改定後> 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束防止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等	
○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）	
・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。	
・ 虐待の防止のための指針を整備すること。	
・ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	
・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	

高齢者虐待の定義

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	利用者に対して暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。過剰な投薬や隔離、身体拘束によって身体の動きを抑制する行為。 【具体例】平手打ち、殴る、蹴る、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、柱や椅子に縛りつける、過剰な投薬で動きを抑制する、部屋に隔離をするなど。
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。 【具体例】利用者の前でわいせつな言葉を発する、または会話する、裸にする、キスをする、わいせつな映像を見せるなど。
心理的虐待	利用者に対する脅かしや著しい暴言、無視等著しく拒絶的な対応、または不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【具体例】怒鳴る、悪口を言う、適当に話を聞く、子ども扱いをする、意図的な無視、人格をおとしめるような扱いをするなど。
放棄・放置 (ネグレクト)	利用者に対して衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他の虐待を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 【具体例】食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りにより栄養状態を悪化させる、汚れた服を着させ続ける、排泄介助をしない、髪の毛や爪が伸び放題になっている、室内にごみを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を放置するなど。
経済的虐待	利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を正当な理由無く制限すること。 【具体例】本人の同意なしで財産や預貯金を処分する、または運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない(使わせない)など。

此花区医師会訪問看護ステーション「虐待防止のための指針」より

養護者による高齢者虐待への対応状況

<高齢者虐待の相談・通報件数>

項 目	令和4年度	令和5年度	増減(%)
件数	3,517	3,748	231件(6.6%)増

<高齢者虐待の通報者(複数回答)>

項 目	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護支援専門員 所属施設	医療機関 関係者	近隣住民 知人	民生委員	被害者 本人	家族 関係者	その他 関係者	行政 関係者	自治会 関係者	警察 関係者	その他 関係者	合計
人数(人)	777	169	105	96	29	235	244	59	146	1,717	368	6	3,951
構成割合(%)	19.7	4.3	2.7	2.4	0.7	5.9	6.2	1.5	3.7	43.5	9.3	0.2	100

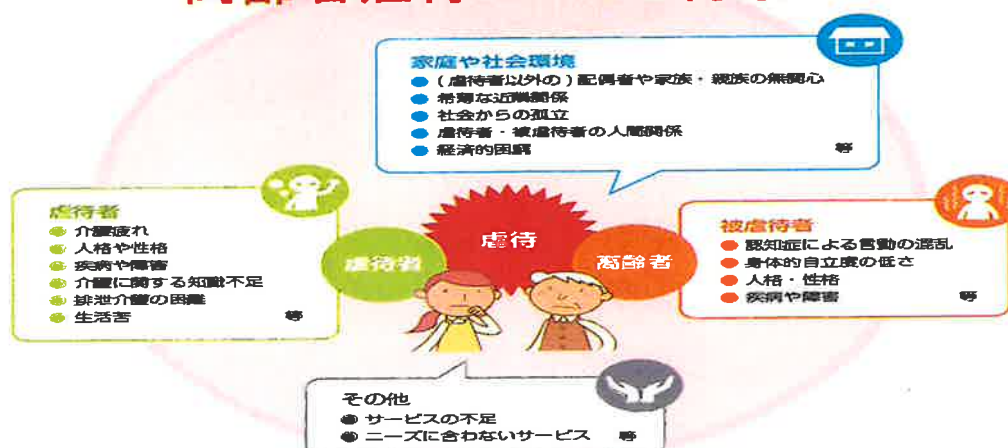
<高齢者虐待の種類>

項 目	身体的虐待	介護等放棄 (ネグレクト)	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	被害者高齢者 総人数
人数(人)	1,103	263	601	5	273	2,245	1,657
構成割合(%)	66.6	15.9	36.3	0.4	16.5	—	—



令和5年度大阪府高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に基づく対応状況等に関する調査結果(一部追加)

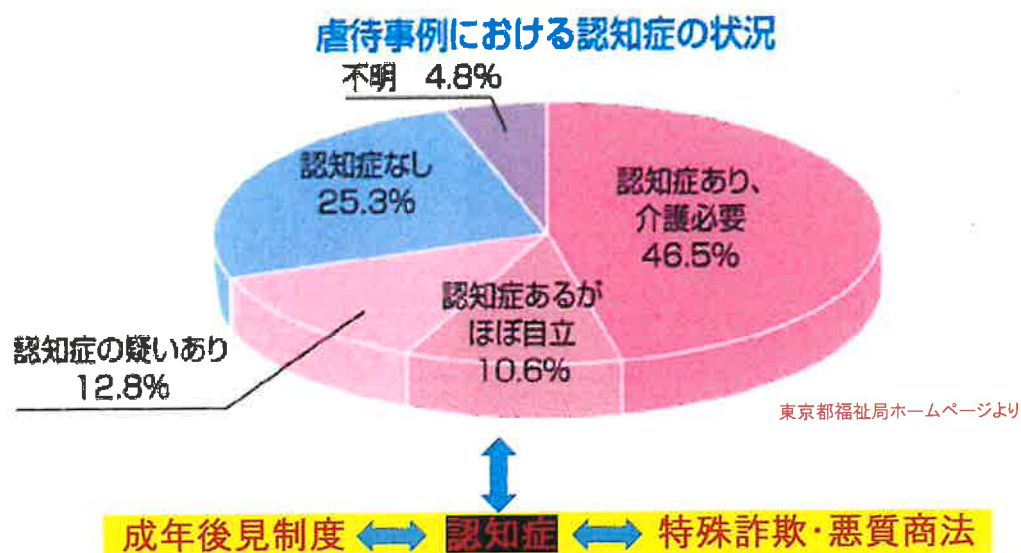
高齢者虐待にいたる背景1



※高齢者虐待は、高齢者と養護者の間でとれていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済困窮状態などにより崩れ、そこに過去の相互の複雑な関係が影響しあって起きています。また、これまでしっかりしていた高齢者が認知症などの発症により、両者の力関係が逆転して起こる場合もあります。

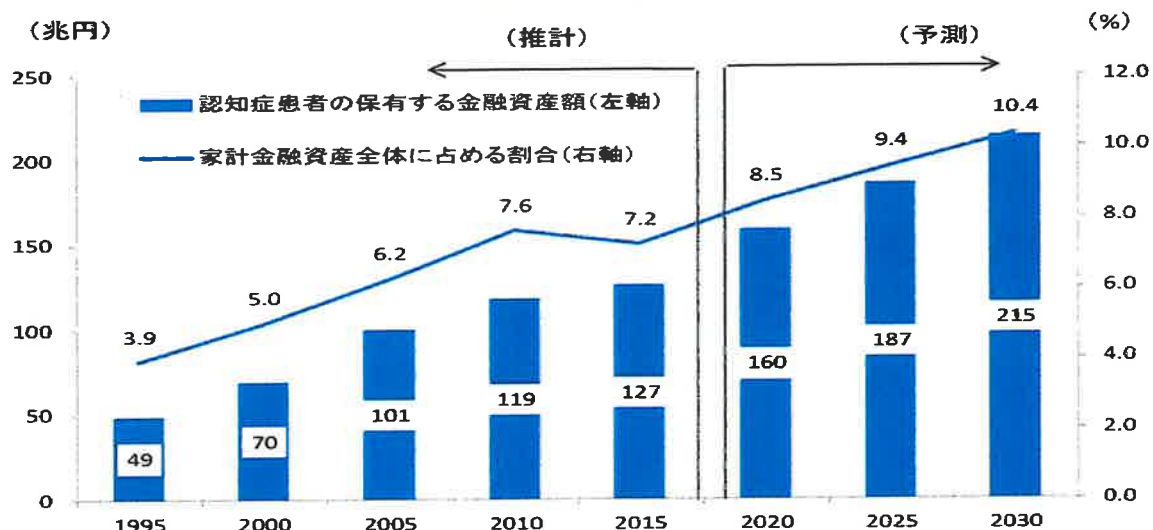
名古屋市長高齢者虐待相談センター(社会福祉協議会)ホームページより

高齢者虐待にいたる背景2



認知症の方が保有する金融資産額

＜推計と将来予測＞

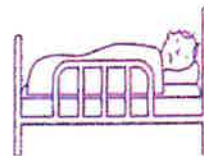


第一生命経済研究所マクロ経済分析レポート(2018年8月28日)より

高齢者虐待と身体拘束

＜具体例＞

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドの体幹や四肢をひも等で縛る。
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



＜例外3原則＞緊急やむを得ない場合 ⇒ 家族とよくコミュニケーションをとった上で実施！

- ① **切迫性**: 本人や他の入所者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② **非代替性**: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替になる介護方法がないこと。
- ③ **一時性**: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

大阪市ホームページ「高齢者虐待の防止」・「高齢者虐待の理解と防止」、大阪府「高齢者虐待」より(一部追加)

4虐待防止法比較

		平成17年11月公布	平成23年6月公布	平成12年5月公布	平成13年4月公布
		高齢者虐待防止法 (平成16年4月施行)	障害者虐待防止法 (平成24年10月施行)	児童虐待防止法 (平成12年11月施行)	配偶者暴力防止法 (平成13年10月施行)
目的	対象	65歳以上の者 (65歳未満の者が虐待に 入るような被害者を含む)	身体障害者 知的障害者 精神障害者 (被害者を含む)	児童(18歳未満) (「児童4」)	配偶者(事実婚を含む。 等からの暴力を受けた者 を含む)
	身体的虐待	○	○	○	○
	心理的虐待	○	○	○	○
	性的虐待	○	○	○	○
	ネグレクト	○	○	○	○
適用	施設に在り	65歳以上の者 の生活又は身心に重大な 被害が生じている場合 又は虐待防止法に規定 する被害を受けたと認め られる場合、虐待防止法に 規定する措置が実施さ れている場合	虐待を受けたと認めれ るに疑いがある場合には 虐待防止法	虐待を受けたと認めれ るに疑いがある場合には 虐待防止法	配偶者から受ける「身体 的暴力のみ」を防止す ることを目的として設 けられている法律とな っている
	専門機関等	虐待防止法に規定する 虐待防止の専門機関 又は虐待防止法に規定 する専門機関等 に被害を受けたと認め られる場合、虐待防止法 に規定する措置が実施 されている場合	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、虐待を受けた と認められる場合、虐待 防止法に規定する措置 が実施されている場合 又は虐待を受けたと認め られる場合、虐待防止法 に規定する措置が実施 されている場合	児童虐待、虐待防止法に 規定する児童虐待防止 の目的	配偶者から受ける「暴力」 により被害を受けたと認 められる場合、虐待防止 法に規定する措置が実 施されている場合 又は被害を受けたと認め られる場合、虐待防止 法に規定する措置が実 施されている場合
	通報先	市町村	市町村等	市町村、児童相談所等	市町村、児童相談所等
	通報を受けたい場合	市町村等 又は関係機関等	市町村等 又は関係機関等	児童相談所等 又は関係機関等	児童相談所等 又は関係機関等
	一時保護	市町村による老人福祉 施設等への措置	市町村による障害者福祉 施設等への措置	児童相談所による一時 保護	児童相談所による一時 保護
対応	警察官等	市町村等による老人福祉 施設等への措置	市町村等による老人福祉 施設等への措置	児童相談所による一時 保護	児童相談所による一時 保護
	措置等	市町村等による老人福祉 施設等への措置	市町村等による老人福祉 施設等への措置	児童相談所による一時 保護	児童相談所による一時 保護

中央法規「見て覚える社会福祉士国試ナビ2025」より

隠れた男性DV被害

**パートナーに暴力を
振るわれる例は男女
ともに増えている**

●植育部減等の旨、
要約の旨から

- 配偶者や恋人からのドメスティックバイオレンス(DV)に苦しみ、警察に被害を相談する男性が近年急増しています。全国の都道府県警(警察庁データ)では、令和5年のDV相談は88,619件で、うち男性からの相談は24,684件で、いずれも過去最多でした。男性のDV相談は、5年前の約1.5倍、約20年前の170倍に増えています。
- 妻からの暴言としては、「稼ぎが少ないクズ野郎」「お前はATMだ」「男のくせに」などです。
- なぜ、男性からの被害の訴えが急増したのでしょうか。「女性の暴力で根を上げるのは男の恥だ」といった古典的な考えが、男女平等意識の高まりで薄れ、被害が表面化しつつあるのでは」と推し量られています。

産経新聞朝刊(令和7年2月12日)より



それぞれの連絡先

<高齢者>

- 高齢者虐待に関する相談・通報窓口 <平日9:00~17:00>
此花区役所保健福祉課 06-6466-9859
- 施設等の高齢者虐待に関する相談・通報窓口 <平日9:00~17:30>
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ 06-6241-6310
- 休日・夜間通報窓口 <土日祝日等9:00~17:00、夜間17:00~翌9:00>
大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン 06-6206-3725



<障がい者>

- 障がい者虐待に関する相談・通報窓口 <平日9:00~17:30>
此花区役所保健福祉課 06-6466-9857
- 施設等の高齢者虐待に関する相談・通報窓口 <平日9:00~17:30>
大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 06-6241-6527
- 休日・夜間通報窓口 <土日祝日等9:00~17:00、夜間17:00~翌9:00>
大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン 06-6206-3725



<児 童>

- 児童虐待に関する相談・通告窓口 <24時間・365日体制>
大阪市こども相談センター(児童相談所)
「児童虐待ホットライン」 0120-01-7285(まずは一報、なにわっ子)
児童相談所虐待対応ダイヤル(こども家庭丁) 189



<D V>

- DV相談・対応窓口 <平日9:30~17:00>
大阪市配偶者暴力相談支援センター 06-4305-0100

最後に！

☆虐待について、見聞きしたことは、一人で抱え込まず、皆で共有すること！そして、行動へ！！

人生において必要な三つの事！



ご清聴、誠にありがとうございました。

※此花区医師会

〒554-0012 大阪市此花区西九条5-4-24

TEL 06-6462-0572 FAX 06-6462-3262

メールアドレス zuka8793@yahoo.co.jp



此花区地域包括支援センター

住所 大阪市此花区伝法3-2-27

電話 06-6462-1225 **FAX** 06-6462-1984

担当する
圏域

● 伝法1～6丁目 ● 高見1～3丁目 ● 西島1丁目～2丁目
● 西島3丁目(1～14番) ● 西島4丁目(1番)

此花区南西部地域包括支援センター

住所 大阪市此花区春日出中1-22-13 総合医療介護施設 あかつき(1階)

電話 06-6462-9301 **FAX** 06-6462-9310

担当する
圏域

● 西九条1～7丁目 ● 朝日1・2丁目 ● 四貫島1・2丁目
● 梅香1～3丁目 ● 春日出北1～3丁目
● 春日出中1～3丁目 ● 春日出南1～3丁目
● 西島3丁目(15～27番) ● 西島4丁目(2番)
● 西島5・6丁目 ● 島屋1～6丁目 ● 常吉1・2丁目
● 北港1・2丁目 ● 梅町1・2丁目 ● 桜島1～3丁目

春日出地域総合相談窓口 ケアセンター水都ホーム内

住所 大阪市此花区西九条1-1-2

電話 06-6467-2933 **FAX** 06-6467-2922

担当する
圏域

● 西九条1～7丁目
● 梅香1～3丁目
● 春日出中1～3丁目
● 春日出南1～3丁目

このはなオレンジチーム 認知症初期集中支援チーム

住所 大阪市此花区春日出中1-22-13 総合医療介護施設 あかつき(1階)

電話 06-6462-1087(此花区南西部地域包括支援センター内)

此花区全域を対象に、認知症が疑われる

◆40歳以上の方 ◆医療・介護サービスにつながっていない方 のご相談をお受けします。

(主催) 此 花 区 医 師 会

〒554-0012 大阪市此花区西九条5-4-24 此花会館4階

TEL 06-6462-0572

FAX 06-6462-3262